

## 『休日の振替・代休』

### ・振替と代休

振替とは、労働した日の代わりに休む日を具体的に「特定」して休日出勤を命ずる場合です。つまり、「Aさん、この次の日曜日に出勤してください。代わりに来週の火曜日に休んでください」と言えば振替で、法定休日が置き換わっただけです。休日出勤の事実も割増賃金の支払もありません。それと異なり「Aさん、この次の日曜日に出勤してください。いつか休んでください」との言い方をすれば特定されていないので、「代休」扱いとなります。次の表のように代休となり、割増賃金を支給しなければなりません。

振替休日、代休、休日労働の比較は次の表のとおりです。

	振替休日	代休	休日労働
替わりの休日	与える	与える	与えない
与える方法	事前に特定	特定しない	/
与える時期	4週間以内	本人の希望する日	
休日労働の事実	なし	あり	あり
休日出勤手当	不要	0.35倍必要	1.35倍必要